

# ご安心ください

## マイナ保険証がなくても 保険診療を受けられます

- 保険証は令和 6 年 12 月 2 日で新規発行を終了しています。
- 社会保険の保険証は、**令和 7 年 12 月 2 日**以降、使用できません。社会保険の資格確認書は、保険の発行元(保険者)が 5 年以内で有効期限を設定することとなっています。
- 松山市国民健康保険や愛媛県後期高齢者医療保険の資格確認書の有効期限は、原則として**1 年**です。毎年 7 月 31 日までに新しい資格確認書等が届きます。

| マイナ<br>保険証 | あてはまるものをご確認ください                                                                                               | 医療機関を受診する方法                                                                  |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| あり         | ■ マイナンバーカードを取得していて、<br>保険証利用登録をした(※1)                                                                         | マイナ保険証を使って受診します。<br>※機器トラブル等の時には資格情報のお知らせ(※2)と、<br>マイナンバーカードを使って受診することができます。 |
| なし         | ◆ マイナンバーカードを取得していない<br>◆ カードは取得したが保険証利用登録をしていない<br>◆ 保険証利用登録を解除した(※3)<br>◆ 電子証明書やカードの更新を忘れた(※4)<br>◆ カードを返納した | <b>資格確認書</b> を使って受診します。<br>※原則として自動的に、保険者から<br>保険証の代わりになる「資格確認書」が届きます。       |



松 山 市

※1：カードの取得や保険証利用登録は任意です。

※2：マイナ保険証をお持ちの方が、自分の保険資格を簡易に把握できるように、保険者から届くものです。マイナンバーカードと併せて携帯してください。

※3：保険証利用登録の解除申請は、保険者が受け付けています。

※4：電子証明書やカードの更新を忘れた方も有効期限から 3 か月間はマイナ保険証が使えます。なお、原則として有効期限経過後 3 か月以内に、保険者から「資格確認書」が届きます。(資格確認書が届いた後にマイナ保険証を使いたい場合は再度、保険証利用登録が必要になる場合があります。)

マイナンバーカードについて

市民課

マイナンバーカード担当

☎(089)948-6569

国民健康保険について

健康保険課

国保資格担当

☎(089)948-6363

後期高齢者医療について

健康保険課

後期高齢者医療担当

☎(089)948-6370

※社会保険については ご自身のお勤め先 へお問合せください